

マイナンバー（個人番号）や住民票コードが 記載された住民票の写しの交付について

【事前に確認してください】

マイナンバー（個人番号）や住民票コードが記載された住民票の写し（以下、「番号記載の住民票」といいます。）は、法律に定められた事務に限り利用することができるものであるため、番号記載の住民票が必要かどうか、事前に提出先へ確認願います。

【代理人が請求する場合について】

代理人の方が番号記載の住民票の交付を申請する場合は、本人からの委任状が必要です。委任状には「番号記載の住民票が必要である旨、明記してください。また、発行した住民票は、委任されたご本人様の住所地宛に郵送（特定記録）となります。送料のうち、110円（切手）はお客様負担となりますのでご用意願います。

なお、番号記載の住民票を提出したことによるトラブル等についての責任は負いかねますので、ご了承ください。